

平成 28 年 監査公表第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した財政援助団体監査（公益財団法人 大野城市体育協会）の結果を同条第 9 項の規定により公表する。

平成 28 年 3 月 14 日

大野城市監査委員 藤野 吉 隆
大野城市監査委員 高山 やす子

1. 監査の概要

(1) 監査の対象

公益財団法人 大野城市体育協会

(2) 監査の範囲

平成 26 年度決算及び平成 27 年 11 月末における財政援助にかかる補助事業について

(3) 監査の期間

平成 28 年 1 月 12 日から平成 28 年 3 月 4 日まで

平成 28 年 1 月 27 日 財政援助団体監査に関する協議

平成 28 年 2 月 12 日 同 上

平成 28 年 2 月 16 日 本監査

平成 28 年 2 月 25 日 講評に関する協議

平成 28 年 3 月 4 日 講評

(4) 監査の方法

監査の実施にあたっては、平成 26 年度の決算状況及び平成 27 年 11 月末における執行状況の資料提出を求め、計数の照合確認を行うとともに、対象の事務事業が当初の目的に沿い、適時適正に運営されているかどうかを主眼として実施した。

【調査事項】

- ① 公益財団法人 大野城市体育協会（以下「協会」という）の概要及び分掌する事務・職員配置状況について
- ② 平成 27 年度に実施した主な事務事業の成果及び実績について
 - 第 3 回大野城体力向上大会
 - 有名プレイヤーによる卓球教室
 - 周南市との少年スポーツ交流事業
- ③ 平成 26 年度決算報告書について

- I 一般正味財産の部 1. 経常増減の部
経常収益 受取会費
加入団体会費（バレーボール協会）
- I 一般正味財産の部 1. 経常増減の部
経常費用 事業費 委託費
清掃管理委託（4, 5月分）
- ④ 平成 27 年度収入・支出予算の執行状況について
 - I 一般正味財産の部 1. 経常増減の部
経常収益 事業収入
まどかパーク利用料金収入（7月収納分）
 - I 一般正味財産の部 1. 経常増減の部
経常費用 事業費 諸謝金
中学校指導者派遣事業（9, 10月分）
- ⑤ 平成 27 年度合計残高試算表について
- ⑥ 指定管理者交付金について
- ⑦ 市補助金について
- ⑧ 時間外勤務等命令簿について
- ⑨ 休暇申請書・出勤管理簿について
- ⑩ 出張命令簿・復命書について

2. 監査の結果

全体として、協会における財務その他の事務の執行及び事務事業の実施状況、成果等について、概ね適正であると認められた。

なお、個別の調査事項についての意見は、次のとおりである。

① 協会の概要及び分掌する事務・職員配置状況について

協会では、生涯スポーツ社会の実現に向け、指定管理者として市と一体となって、スポーツによるコミュニティづくりを推進されており、多種多様な事業に取り組むため、効果・効率的な組織及び職員配置により業務を遂行されていることが認められた。

② 平成 27 年度に実施した主な事務事業の成果及び実績について

平成 27 年度事業計画に掲げる競技スポーツ振興助成事業、生涯スポーツ普及振興事業、施設管理運営事業等、公益目的の事業が堅実に推進されていることが認められた。また、個別調査事項の事務処理については、概ね適正であると認められた。

③ 平成 26 年度決算報告書について

平成 26 年度の決算に係る財務諸表については、公益法人会計基準に準拠し適正に作成され、個別調査事項の事務処理については概ね適正であると認められた。

④ 平成 27 年度収入・支出予算の執行状況について

平成 27 年度の予算執行状況及び個別調査事項の事務処理については、概ね適正であると認められた。

⑤ 平成 27 年度合計残高試算表について

平成 27 年 11 月末現在の合計残高試算表については、各金融機関の残高証明書等と照合し、同表の預金等の残高と一致していることを確認した。

⑥ 指定管理者交付金について

指定管理者の指定から交付金の確定までの事務手続きについて、協会及び大野城市（スポーツ課）の関係書類を調査した結果、適正に処理されていると認められた。

⑦ 市補助金について

市補助金の交付申請から確定までの事務手続きについて、協会及び大野城市（スポーツ課）の関係書類を調査した結果、概ね適正に処理されていると認められた。

⑧ 時間外勤務等命令簿及び⑨休暇申請書・出勤管理簿について

協会の就業規則等における服務、給与等に関する諸規定に基づき、適正な事務処理がなされていると認められた。

⑩ 出張命令簿・復命書について

職員の資質向上に必要な研修や行事・大会関係等の出張が行われていましたが、これらに係る命令及び復命については、概ね適正に処理されていると認められた。

3. 結び

大野城市では、「大野城市スポーツ振興計画」の後を受け、今年度に、生涯スポーツの社会づくりの指針として「大野城市スポーツ推進計画」が策定された。協会においては、公益財団法人への移行後4年目を迎え、公益目的としてのスポーツ事業の増々の充実が図られているところである。今後とも、市と一体となって、この計画の推進に向けて、より一層尽力されることを期待し、結びとする。